

社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会会員規程

昭和50年12月16日 制定

平成7年3月31日 全文改正

平成13年4月1日 一部改正

平成29年12月22日 一部改正

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人篠栗町社会福祉協議会定款第32条の規定により、会員について必要な事項を定めるものとする。

(会員)

第2条 この法人の目的を達成するため、次の会員を置く。

- (1) 普通会员
- (2) 賛助会員
- (3) 特別会員

(会費)

第3条 会員は次の会費を納入する。

- | | | | |
|----------|----|----|---------|
| (1) 普通会员 | 年額 | 1口 | 500円 |
| (2) 賛助会員 | 年額 | 1口 | 1,000円 |
| (3) 特別会員 | 年額 | 1口 | 10,000円 |

附 則

この規程は、昭和50年12月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年3月31日から施行する。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。